## 第 10 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

場 所 津市水道局 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 泰弘・2 太田 義政・3 坂倉 行光・4 田村 明

8 喜多 義幸・9 石井 康宏・10 川口 邦次・11 横山 帛生

12 淺生 哲也・13 平井 秀次・19 佐野すま子・21 坂野 大徹

24 川邊 千秋

以上13名

大 席 委 員 **5** 前川 洋子

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長 喜多 義幸

事 務 局 職 員 藤井事務局長・鈴村次長・竹田主査

総 合 支 所 河芸:後藤副主幹 美里:小林担当主幹 安濃:北角担当主幹

芸濃:清水主査 香良洲:中山担当主幹

議事録署名者 1 太田 泰弘· 2 太田 義政

事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用賃借)

報告第6号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(所有権移転)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の

決定について(別冊)

議 長 第10回第1農地部会を開催させていただきます。

本日の欠席は前川洋子委員の1名で、出席委員は13名です。

それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。

1番の太田泰弘委員、2番の太田義政委員、よろしくお願いします。

まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告1号から6号まで、 事務局から一括して報告をお願いします。

事務局 大変失礼ですけども、座って説明させていただきます。よろしくお願いいた します。

議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から7で、件数は7件、面積は、田で8,832㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

2ページから5ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。

番号1から8で、5ページになりますが、件数は合計で8件、合計面積は3万2,895.71㎡、その内訳は田が2万7,397.71㎡、畑が5,498㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が宅地や雑種地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導をしております。

6ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

番号1、共同住宅及び駐車場用地

番号2、居宅・倉庫・トイレ・進入路用地

番号3、一般個人住宅用地

番号4、居宅・カーポート用地

番号5、一般個人住宅用地

以上、件数は5件で、合計面積は1,231.15㎡、その内訳は田が307㎡、畑が924.15㎡でございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権 移転)でございます。

番号1、公衆用道路用地

番号2、貸駐車場用地

番号3、社宅・駐車場・駐輪場・LPガスボンベ庫用地

番号4、駐車場用地

番号5、資材置場用地

番号6、倉庫・庭園用地

番号7、進入路·駐車場用地

	番号8、番号9、一般個人住宅用地8ページをお願いします。 番号10、倉庫用地番号11、駐車場・隣接所有地への進入路でございます。 以上、件数は11件で、合計面積は8,011.18㎡、この内訳は田が3,651.18㎡、畑が4,360㎡でございます。 9ページをお願いいたします。 報告第5号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借権)でございます。 番号1、長屋住宅用地番号2、社屋の建設及び駐車場用地の2件で、面積は田で1,226㎡でございます。 10ページをお願いいたします。 報告第6号時効取得による所有権の移転でございます。 番号1、権利者、申請地は畑で183㎡、取得年月日は平成8年
	9月30日でございます。 この案件につきまして、権利者は、当該土地を20年以上にわたり、自己の 所有地として維持管理をしており、取得時効が完成しております。 報告案件につきまして、以上で説明を終わります。 よろしくお願いします。
議長	事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願いします。 それでは、議案事項に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)、 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案書11ページ、12ページをお願いいたします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)で ございます。     番号1、地区 安東、受人、面積 1万2,889㎡、渡 人、面積 4,783㎡、申請地 河辺町小脇、台帳地 目・現況地目とも田、面積 163㎡外3筆、合計面積 570㎡。 これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請 地を譲り受け、営農を拡大するものです。 番号2、地区 片田、受人、面積 2,678㎡、渡人、面積 6,940㎡、申請地 片田井戸町平治垣内、台帳地目・ 現況地目とも田、面積 2,573㎡外1筆、合計面積 3,096㎡。 これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。 番号3、地区 高野尾、受人、面積 4万3,295㎡、渡人、面積 6,907㎡、申請地 高野尾町三月田、台帳地 目・現況地目とも田、面積 1,550㎡外3筆、合計面積 2,122㎡。 これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。 番号4、地区 豊津、受人、面積 3万1,038㎡、渡人、、、、、、、

帳地目・現況地目とも田、面積 813㎡外6筆、合計面積は3,860㎡。 これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請

を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 雲林院、受人 \_\_\_\_、面積 7,526㎡、渡人 \_\_\_ \_\_、面積 85㎡、申請地 芸濃町雲林院堀\_\_\_、台帳地目・現況地目 とも畑、面積 71㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 安農、受人 \_\_\_\_\_、面積 7,783㎡、渡人 \_\_\_\_ \_、面積 1万2,968㎡、申請地 安濃町清水泉\_\_\_\_、台帳地目・現 況地目とも畑、面積 122㎡。

これにつきましては、登記名義人が実際の所有者と相違しているため、相違している土地を相互に交換することで正当な名義人にしようとするものです。

なお、交換する土地は、この後、議案第4号で提出をされております。

以上、件数は6件で、合計面積は9,841㎡、このうち田が8,554㎡、畑が1,287㎡でございます。

これらの案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限 面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないた め、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。 地元委員の意見を伺います。

番号1番。

太田委員 2番、太田です。現地を確認しております。当該地は受人の住居近くでありまして、営農拡大ということで、何ら問題はございません。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとう。

番号2番。

事務局 これは前川委員の担当地区になりますけども、本日欠席ということで、事前 に問題ないということで連絡いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとう。 番号3番。

坂倉委員 3番、坂倉です。10月11日に地元推進委員と現地確認をしました。一部 草が生えているところがありましたが、許可後に必ず解消するということで問 題ございません。

また、10月16日に高野尾地区の審議協議会においても問題なしということで、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとう。

番号4番。

これは私の担当する地区であり、地元推進委員と先日現地を見させていただいたところ何ら問題ありませんでした。あとは事務局の説明のとおりでございます。

番号5番。

石井委員 9番、石井です。現地確認させていただきまして、事務局の言うとおりで何も問題ないと思いますもので、よろしくお願いします。

議長番号6番。

淺生委員 12番、淺生です。地元推進委員と現地確認したところ、別に問題なしとい うことで、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定いた します。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 椋本、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町椋本菖蒲谷\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 899㎡。

これにつきましては、申請地を共同住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの1件で、この案件につきまして、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとう。

地元委員さんの意見を伺います。

番号1番。

川口委員 10番、川口です。地元推進委員と一緒に現地確認させてもらいました。推 進委員からも特に意見は出されておらず、事務局の説明どおりで問題ないと思 います。 議 長 ありがとうございます。

地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定いた します。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について (所有権移転)、事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(所有権 移転)でございます。

番号1、番号2のいずれも、地区 一身田、受人 \_\_\_\_、渡人 \_\_\_、で、2件とも平成29年4月18日に太陽光発電施設用地として許可をした案件ですが、受人に変更が生じたため許可の取消願が提出されております。以上、件数は2件、合計面積は、田で1,688㎡でございます。

この2件につきましてご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。 地元委員の意見を伺います。

田村委員 4番、田村です。変更のための取り消しということで、事務局の説明どおり 問題ないと判断します。よろしくお願いします。

議長ありがとう。

地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第3号については承認することに決定いた します。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)、事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移 転)でございます。

番号1、地区 一身田、受人 ㈱ \_\_\_\_\_ 代表 \_\_\_\_、渡人 \_\_\_ 外3名、申請地 一身田上津部田リノ坪\_\_\_\_、台帳地目・現況地目と も田、面積 93㎡外1筆、合計面積 512㎡。

ランドリー用地とするものです。
農地区分は、第3種農地と判断されます。
番号2、地区 神戸、受人、渡人、申請地 半田平
木 、台帳地目・現況地目とも田、面積 205㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、農業用倉庫用地
とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号3、地区 椋本、受人、渡人、申請地 芸濃町椋
本八幡前、台帳地目・現況地目とも畑、面積 16 m <sup>2</sup> 。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接地と一体利
用の上、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第3種農地と判断されます。
番号4、地区 雲林院、受人、渡人、申請地 芸濃町
雲林院堀、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 14㎡。
これにつきましては、受人は、昭和49年ごろから宅地の一部として利用している。
ており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号5、地区 安農、受人、渡人、申請地 安濃町清
水泉、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 85㎡。
これにつきましては、登記名義人を正当な名義にするため、議案第1号番号
6の土地と交換するもので、申請地を農業用倉庫用地として引き続き利用する
ものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号6、地区 安濃、受人 侑 代表取締役、渡人
番号6、地区 安濃、受人 侑 代表取締役、渡人
番号6、地区 安濃、受人 侑 代表取締役、渡人 、申請地 安濃町内多宮ノ浦、台帳地目・現況地目とも畑、
番号6、地区 安濃、受人 侑、代表取締役、渡人 、申請地 安濃町内多宮ノ浦、台帳地目・現況地目とも畑、 面積 71㎡。
番号6、地区 安濃、受人 侑 代表取締役、渡人、申請地 安濃町内多宮ノ浦、台帳地目・現況地目とも畑、 面積 71㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を公衆用
番号6、地区 安濃、受人 侑 代表取締役、渡人、申請地 安濃町内多宮ノ浦、台帳地目・現況地目とも畑、 面積 71㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を公衆用 道路用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号6、地区 安濃、受人 侑 代表取締役、渡人 、申請地 安濃町内多宮ノ浦 、台帳地目・現況地目とも畑、面積 71㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を公衆用道路用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号6、地区 安濃、受人 侑 代表取締役、渡人 、申請地 安濃町内多宮ノ浦 、台帳地目・現況地目とも畑、 面積 71㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を公衆用 道路用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号6、地区 安濃、受人 侑 代表取締役、渡人 申請地 安濃町内多宮ノ浦、台帳地目・現況地目とも畑、面積 71㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を公衆用道路用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号7、地区 安濃、受人 侑 代表取締役、渡人 申請地 安濃町内多宮ノ浦、台帳地目 畑、現況地目 道路、面積 84㎡。
番号6、地区 安濃、受人 侑 代表取締役、渡人 、申請地 安濃町内多宮ノ浦 、台帳地目・現況地目とも畑、 面積 71㎡。
番号6、地区 安濃、受人 侑 代表取締役、渡人 申請地 安濃町内多宮ノ浦、台帳地目・現況地目とも畑、面積 71㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を公衆用道路用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号7、地区 安濃、受人 侑 代表取締役、渡人 申請地 安濃町内多宮ノ浦 、台帳地目 畑、現況地目 道路、面積 84㎡。 これにつきましては、受人は、平成22年1月ごろから既に道路として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地
番号6、地区 安濃、受人 侑 代表取締役、渡人、申請地 安濃町内多宮ノ浦、台帳地目・現況地目とも畑、面積 71㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を公衆用道路用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号7、地区 安濃、受人 侑 代表取締役、渡人 、申請地 安濃町内多宮ノ浦、台帳地目 畑、現況地目 道路、面積 84㎡。 これにつきましては、受人は、平成22年1月ごろから既に道路として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号6、地区 安濃、受人 侑
番号6、地区 安濃、受人 侑 代表取締役、渡人、申請地 安濃町内多宮ノ浦、台帳地目・現況地目とも畑、面積 71㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を公衆用道路用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号7、地区 安濃、受人 侑 代表取締役、渡人 、申請地 安濃町内多宮ノ浦 、台帳地目 畑、現況地目 道路、面積 84㎡。 これにつきましては、受人は、平成22年1月ごろから既に道路として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号8、地区 香良洲、受人 合同会社 代表社員、渡人、申請地 香良洲町大新田、台帳地目・現況地目とも
番号6、地区 安濃、受人 侑
番号6、地区 安濃、受人 (有
番号6、地区 安濃、受人 侑、 代表取締役、渡人、申請地 安濃町内多宮ノ浦、台帳地目・現況地目とも畑、面積 71㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を公衆用道路用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号7、地区 安濃、受人 侑 代表取締役、渡人、申請地 安濃町内多宮ノ浦、台帳地目 畑、現況地目 道路、面積 84㎡。 これにつきましては、受人は、平成22年1月ごろから既に道路として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号8、地区 香良洲、受人 合同会社 代表社員、渡人 申請地 香良洲町大新田、台帳地目・現況地目とも畑、面積 379㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
番号6、地区 安濃、受人 侑
番号6、地区 安濃、受人 侑
番号6、地区 安濃、受人 (相
番号6、地区 安濃、受人 侑
番号6、地区 安濃、受人 (相

発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、 $528.12 \,\mathrm{m}^2$ 、転用面積の65%に当たります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は9件、合計面積は、2,175㎡、このうち田が717㎡、畑が1,458㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。 地元委員の意見を伺います。 番号1番。

田村委員 4番、田村です。10月10日、地元推進委員と現地確認をいたしました。 事務局の説明どおりで、場内より流れ出る排水についても下水道へ接続される ということで、問題ないと考えます。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。番号2番。

事務局 2番の神戸、前川委員の担当地区であります。問題ないということで事前に 連絡いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとう。 番号3番。

川口委員 10番、川口です。当案件は、先月許可された場所に隣接するところです。 支所の事務局担当職員と一緒に現地確認をしたところ、特に指摘事項もなく、 事務局の説明どおり問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。 番号4。

石井委員 9番、石井です。先日現地調査させていただきました。事務局の説明どおり で何も問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長番号5番、6番、7番。

淺生委員 12番、淺生です。5番6番7番については地元推進委員と現地確認を実施 しましたが、いずれも特に問題なしということでした。よろしくお願いしま す。

議長番号8番、9番。

太田委員 1番、太田です。8番、9番、この2案件は10日の日に地元推進委員と現

	地確認させていただいております。事務局の説明どおり問題ないということでよろしくお願いします。
議長	ありがとう。 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがです か。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定いた します。 次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃 貸借権)、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	16ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)でございます。 番号1、地区 一身田、借人 特定非営利活動法人 理事、貸人、申請地 一身田大古曽前ヶ谷、台帳地目畑、現況地目 雑種地、面積 162㎡外1筆、合計面積 191㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に5年間の賃貸借権を設定し、申請地を駐車場及び進入路用地とするものですが、平成28年4月から貸人がこの目的で利用しており、始末書が提出されております。
	農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 神戸、借人
	番号3、地区 神戸、借人
	農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号4、地区 片田、借人 ㈱ 代表取締役、貸 人、申請地 片田田中町平田、台帳地目・現況地目とも 畑、面積 96㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に8カ月間の賃貸借権を設定し、 申請地を上下水道の資機材置場用地として一時転用するものです。 農地区分は、農業振興地域農用地区域内農地です。
	震地区分は、展来振興地域展用地区域内展地です。 番号5、地区 片田、借人 ㈱ 代表取締役 、貸

、申請地 片田志袋町七反 、台帳地目・現況地目とも 田、面積 821㎡。 これにつきましても同じく、借人は、貸人との間に8カ月間の賃貸借権を設 定し、申請地を上水道工事の資機材置場用地として一時転用するものです。 農地区分は、農業振興地域農用地区域内農地です。 番号6、地区 安西、借人 合同会社\_\_\_\_\_ 代表社員 人 \_\_\_\_、申請地 芸濃町小野平広垣内\_\_\_、台帳地目・現況地目と も畑、面積 280㎡外1筆、合計面積 530㎡。 これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借権を設定し、申請地 を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、396.88㎡、転用面積の75%に当たります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 、申請地 芸濃町萩野中田野 、台帳地目・現況地目とも田、面 積 2, 926 m<sup>2</sup>。 これにつきましては、借人は、貸人との間に3カ月間の賃貸借権を設定し、 申請地を太陽光発電施設工事に伴う資材置場用地として一時転用するもので なお、既にこの目的で利用しており、始末書の提出がありますことから追認 しようとするものです。 農地区分は、第1種農地と判断されます。 以上、件数は7件、合計面積は、7,327㎡、このうち田が6,510 ㎡、畑が817㎡でございます。 いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ありがとうございます。 議 長 事務局の説明が終わりました。 地元委員の意見を伺います。 番号1番。 4番、田村です。10月10日に地元推進委員と現地確認をいたしました。 田村委員 始末書も出ているということで、事務局の説明どおり問題ないと思います。よ ろしくお願いします。 ありがとうございます。 議 長 番号2番、3番、お願いします。 2番、3番の神戸とあわせて4番、5番の片田につきましても、前川委員の 事務局 担当地区ということで、本日欠席されておりますが、事前に問題ないというこ とでご連絡をいただいております。よろしくお願いいたします。 ありがとう。 長 議 番号6番。

石井委員 9番、石井です。地元推進委員も何も問題ないということで、事務局の言うとおり何も問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとう。 番号7番。

石井委員 9番、石井です。この件につきましても、地元推進委員も何も問題ないということ、事務局の説明どおり間違いないと思います。よろしくお願いします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがです か。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可することに決定いた します。

次に、議案第6号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 17ページをお願いいたします。

議案第6号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 片田、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 片田久保町真船 、台帳地目 畑、現況地目 原野、面積 856㎡。

これにつきましては、平成4年10月22日、国土地理院撮影の航空写真により、申請地は、このとき既に荒廃していることが確認できます。

番号2、地区 藤水、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 垂水小半分\_\_\_\_、台 帳地目 畑、現況地目 山林、面積 152㎡。

これにつきましては、昭和63年5月18日、国土地理院撮影の航空写真により、申請地は、このとき既に荒廃していることが確認できます。

以上2件につきまして、耕作放棄され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第3号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。 地元委員の意見を伺います。

番号1番。

事務局 前川委員の担当地区になりますが、事前に問題ないということで連絡をいた だいております。よろしくお願いします。

議長番号2番。

太田委員 1番、太田です。この件につきまして、地元推進委員と現地確認をさせていただきました。事務局の説明どおり周辺は竹やぶ化しておりました。問題ないと思うのでよろしくお願いします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがです か。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第6号については証明することに決定いた します。

> 次に、別冊でお配りしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条 の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積 計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で6万562 ㎡、畑の賃貸借で1, 024 ㎡、契約件数は23件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で1万647㎡、畑の賃貸借で6, 017㎡、契約件数は10件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で6万9, 315 m 、畑の使用貸借で2, 993 m 、契約件数は17件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で2万3,795㎡、畑の賃貸借で300㎡、契約件数は8件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で2,941㎡、畑の使用 貸借で224㎡、契約件数は3件でございます。

香良洲地区につきましては、田の賃貸借で6,  $512 \,\mathrm{m}$ 、契約件数は4件でございます。

以上、合計での田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて17万3,772 ㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で1万558㎡、合計契約件数は65件、 合計面積は18万4,330㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区で13件、安濃地区10件、芸濃地区4件、美里地区1件で合計28件、合計面積は12万9,437㎡でございます。

なお、今回の利用集積計画のうち、件数で43%、面積では70%が認定農業者に集積されております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤 強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、 ご配慮いただきますようよろしくお願いします。 以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件についてご審議をお願いします。

まず、整理番号4についてです。

\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件についていかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議長次に、整理番号53 外1件についてです。 委員、一時退室をお願いします。

この2件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。

入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号16 外13件の\_\_\_\_\_に関する分についてです。

委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この14件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。

入室してください。

< 入 室 >

議	長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願い します。皆さん、いかがでしょうか。
部会委	員	<一同 異議なし>
議	長	ありがとうございます。 それでは、議案第7号について全て適正であると認め、市長に進達すること にいたします。 以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。 以上で、第10回第1農地部会を終了いたします。
		午前10時39分
		0回第1農地部会の議事を録したものである。 年10月18日
		議事録署名者
		議事録署名者